

### 53. 分収林業に於ける分収歩合に関する一考察

九大農学部 塩谷 勉・坂口 安

#### 1. 序

各種分収林業を通じて、一番問題となる点は分収歩合の決定である。国が土地所有者である部分林においては、分収歩合は三官七民前後で、一方国が造林者となる公有林野官行造林においては、五官五民の線で決められて来ているが、これは社会政策的、地元保護的な考えから、政治的に決められたもので、他の分収林においても、大体これら二つの歩合の範囲で歩合決定がなされているようであり、独自の経済計算で分収歩合が決められたというのは殆んどない。然し今後民間に分収林業が波及していく情勢では、必然的に経済計算による分収歩合決定の必要が生じてくるであろう。以下かかる見地から、広島県下の赤松林を調査し、その分収歩合を経済計算により考察した。

#### 2. 計算の基礎条件

- (1) 赤松の天然下種補正及び植樹造林を対象とする。
- (2) 地種は新伐跡地とする。
- (3) 現行の造林補助金が交付された場合とされない場合を計算する。

(4) 伐期は、適正伐期令及び慣行伐期令を考慮して35年とする。

(5) 造林・撫育・管理費は地方の一般的標準的な方法によつたものとして計算する。

(6) 費用の後価計算に用いる利率は、造林資本の性格より、6分・7分・8分・9分・1割の利率をもつて来て、各利率毎の後価を造林者の取得分と見做し、総収益からそれを差引いたものを地主取得分として、両者の比、即ち分収歩合を比較する。

間伐収入の後価計算の利率を考へて6分とした。

なお地主の分収額から更に地価を逆算してみたが、その利率は地主が土地を売つて安全性の高い公債を買つておく場合を考へ7分とした。

(7) 調査時期：昭和32年7月下旬

(8) 調査場所：広島県高田郡向原町

本町は広島県の赤松林業地帯の代表的な所である。調査データを取つた造林地は、トラック道迄遠くて1軒の所で、その地利級も本町の標準地である。

#### 3. 分収歩合の計算—1町歩

- (1) 造林投下資本及びその後価（造林行取得分）

##### a 赤松の天然下種補正

	造林投下資本額(円)	利率毎造林投下資本後価額(円)				
		6分	7分	8分	9分	1割
造林補助金有り	34,250	204,318	275,400	370,894	498,959	670,387
造林補助金無し	36,400	220,843	298,355	402,683	542,850	730,808

##### b 赤松の植樹造林

	造林投下資本額(円)	利率毎造林投下資本後価額(円)				
		6分	7分	8分	9分	1割
造林補助金有り	51,420	273,934	365,143	487,148	650,219	867,948
造林補助金無し	55,850	307,983	412,441	552,649	740,654	992,442

#### (2) 総収益

	総収益(円)	備考
天然下種補正	671,898	20年間伐一回：60石石当り500円、35年主伐：600石石当り1,000円
植樹造林	697,269	15年、25年除伐各一回：5石石当り100円 25年間伐一回：50石石当り500円、35年主伐：650石石当り1,000円

(3) 土地所有者取得分（総収益—造林者取得分）

a 赤松の天然下種補正

	造林投下資本各利子率毎土地所有者取得分（円）				
	6 分	7 分	8 分	9 分	1 割
造林補助金有り	467,580	396,498	301,004	172,939	1,511
造林補助金無し	451,055	373,543	269,215	129,048	

b 赤松の植樹造林

	造林投下資本各利子率毎土地所有者取得分（円）				
	6 分	7 分	8 分	9 分	1 割
造林補助金有り	423,335	332,126	210,121	47,050	
造林補助金無し	389,286	284,828	144,620		

(4) 分収歩合（十分率）

a 赤松の天然下種補正

造林投下資本利子率	造林補助金有り		造林補助金無し	
	造林者	土地所有者	造林者	土地所有者
6 分	3.0	7.0	3.3	6.7
7 分	4.1	5.9	4.4	5.6
8 分	5.5	4.5	6.0	4.0
9 分	7.4	2.6	8.1	1.9
1 割	10.0	0.0	10.9	—

b 赤松の植樹造林

造林投下資本利子率	造林補助金有り		造林補助金無し	
	造林者	土地所有者	造林者	土地所有者
6 分	3.9	6.1	4.4	5.6
7 分	5.2	4.8	5.9	4.1
8 分	7.0	3.0	7.9	2.1
9 分	9.3	0.7	10.6	—
1 割	12.5	—	14.2	—

(5) 地 価

土地所有者取得分より逆算した地価が現地の最低地価1町歩当り3万円以上になるのは、赤松の天然下種補正で造林投下資本の利率が8分以下、植樹造林では7分以下のときである。

4. 結 論

(1) 本例のような場合の分収歩合は、造林者が8分の利子率に甘んずるとして、造林補助金があれば、天然下種補正で造林者5.5：4.5土地所有者、植樹造林では7.0：3.0で、補助金がない場合は、前者で6.0：4.0、後者では8.0：2.0が妥当と思える。但し植樹造林の場

合8分の利子率では、土地所有者が最低地価迄確保できないとし、7分とした場合、補助金があれば5.2：4.8、なければ6.0：4.0が妥当と思える。

(2) 分収歩合を決めるためには、あらかじめ造林者はその投下資本に対し、利率何分以下はゆずれないものとして、一方土地所有者はその地価最低いくら迄として、両者の妥協点で分収歩合を決めるのが実際的であろう。

(3) 本例のような場合、赤松分収林業が成立するためには、利潤率の高いことは望めないが、上記の利子率程度ならば、土地所有者としても雑木林としておくより収益は多いので、成立余地は充分である。

## 54. 治山治水と発電税創設について

宮大農学部 二 宮 金 次 郎

1. 発電税創設の目的

全国発電県議会の決定を要約すれば、発電県は何れ

も地勢的環境からして近代的産業の発達に障害があり、従つて経済力に乏しいにもかかわらず、河川の維持管理発電堰堤の被害対策、砂防及び堤防工事・災害